



NEWS (PRESS) RELEASE

令和 元年 5月28日
志摩市健康福祉部健康推進課

タイトル	風しん予防アクションで、あなたが誰かを守るヒーローに
概要（趣旨）	予防接種法に基づき、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の市民を対象に、「風しんの抗体検査・風しんの第5期定期予防接種」を令和元年度から3年間に限り実施します。 【事業背景】 風しんは感染力が強く、妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性が高くなります。大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、無症状でも他人に風しんをうつすことがありますので、感染を拡大させないために社会的に取り組む必要があります。 対象となる年代の男性は、公的な風しんの予防接種を受ける機会がなく、女性や他の年代の男性に比べると風しんの抗体保有率が低くなっています。自分だけでなく、家族や周囲の人を風しんから守るためにも、風しん抗体検査を受け、抗体価が低い場合は予防接種を受けて免疫を持つことが重要です。 【風しんの最近の状況】 国立感染症研究所の統計から、全国の風しん報告数は、2013年(14,344人)の流行以降、2017年(91人)まで減少傾向でしたが、2018年(2,917人)に増加し、2019年は4月24日現在で1,331人となり、2018年の同じ時期を大幅に上回っています。 地域別には関東地域や大都市に多く発生していますが、発生していない都道府県はほぼない状況です。 先天性風しん症候群は2014年以降報告がありませんでしたが、2019年になって5年ぶりに関東地域で2人が確認されています。 風しんが流行すると、その影響を受けて先天性風しん症候群の発生も増加する傾向があります。女性は妊娠する前に抗体価が低い場合は予防接種を受け、家族を守るために男性も積極的に抗体価が低い場合は予防接種を受けることが望まれます。 【事業対象者】 志摩市に住所登録のある または に該当する人 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性 6月に無料クーポン券を送付します。



	昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性 無料クーポン券を発行しますので、6月に健康推進課（保健センター）にお越しいただくかご連絡ください。 【抗体検査・予防接種の受け方】 対象者は全国の実施医療機関で受けられますので、厚生労働省ホームページ「風しん抗体検査・風しん第5期定期接種受託医療機関」から確認していただき、医療機関にお問い合わせください。また特定健診や人間ドックと同時に受けられる場合がありますので、医療機関にご確認ください。受診には無料クーポン券と本人確認書類が必要です。 志摩市内の実施医療機関や抗体検査・予防接種の受け方等ご不明な点があれば、健康推進課（保健センター）にお問い合わせください。 添付資料：周知チラシ
開催日	令和元年度から令和3年度まで
開催時間	
開催場所	全国の実施医療機関等
主催	志摩市・厚生労働省
後援	
協賛	
その他	
参考HP	厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html
お問合せ先	志摩市健康福祉部健康推進課 担当 浦口 こずえ TEL 0599-44-1100 FAX 0599-44-1102 e-mail : kenko@city.shima.lg.jp